

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

南幌町教育委員会

経済的理由により、学用品費・給食費・体育実技用具費など、児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭に対して、必要な費用の一部を援助する制度です。

現在、就学援助を受けている方も、新たに申請書を提出する必要があります。

1 【受付期間】

申請期日 令和8年2月27日（金）

提出先 南幌町教育委員会 問い合わせ先 南幌町教育委員会（ぼろろ）011-378-6620

※期日を過ぎた場合も、世帯状況の変化（失業・疾病・離婚死別等）による申請は随時受け付けています。

ただし、認定は申請月からとなるほか、認定・否認定の通知は所得等調査後、6月下旬以降となります。

2 【援助を受けることができる方】

① 次のいずれかに該当する方

申請理由	認定区分	備考
(1) 生活保護を受けている方	要保護世帯	修学旅行費のみ対象（小学6年生、中学3年生）
(2) 児童扶養手当が支給された方	準要保護世帯	児童手当、特別児童扶養手当とは無関係です

② 上記①に該当しない場合で、令和7年1月から12月までの「世帯全員の収入合計（パート・年金収入等含む）」から、各種控除（社会保険料等）を控除した金額が一定額以下（準要保護世帯）

世帯人数	2人	3人	4人	5人
年齢モデル	親30歳・子7歳	親38歳・37歳 子10歳	親40歳・35歳 子14歳・11歳	親42歳・39歳 子13歳・9歳・5歳
収入金額 (各種控除額差引後)	約200万円	約264万円	約341万円	約385万円

※金額は目安であり、同じ人数であっても、世帯構成・年齢構成などにより金額は前後します。

療育手帳、特別児童扶養手当等をお持ちの方は、写しを提出願います（②の理由で申請される場合のみ）。

③ その他援助を必要とする方（詳しくは担当までご相談ください）

3 【申請に必要な書類】

① 令和8年度就学援助申請書

② 収入を証明する書類（②の理由で申請する場合）

A	給与収入のみの方	令和7年分 源泉徴収票の写し
B	給与以外の収入がある方	令和7年分 確定申告書の写し
C	A・B以外の方 (住民税の申告をした方、令和7年の収入がない方)	令和7年度 町民税・道民税申告書の写し

③ その他証明書類（別紙申請書記載例をご覧ください。）

ア 失業している方：雇用保険受給者証写し イ 年金受給の方：遺族年金・障害者年金などの受給証明書写し

※前年所得の確定前のため、申請時には収入を証明する書類が必要です。（該当世帯のみ）。

4 【援助の種類】 支給金額については、令和7年度の金額ですので、令和8年度は変更になる場合もあります。

援助の種類	対象者	援助の内容等	支給先	支給時期
学用品費等	全員	小学1年生 11,630円、2～6年生 13,900円 中学1年生 22,730円、2～3年生 25,000円 (年度途中の申請の場合は月割り)	各学校	7月下旬 11月下旬 3月下旬
新入学児童生徒学用品費	新小学1年生、 新中学1年生	新小学1年生 57,060円 新中学1年生 63,000円	申請者口座	令和8年 3月下旬※
校外活動費	社会見学・宿泊 学習に参加さ れた方	【実費】社会見学・宿泊学習	各学校口座	校外活動 実施前
修学旅行費	小学6年生 中学3年生	【実費】	申請者口座	金額確定後
体育実技用具費	小学1・4年生	【実費】スキー用具購入代 26,500円(上限額)	申請者口座	2月下旬
給食費	全員	【実費】	学校給食セ ンター口座	
学校生活管理 指導表発行費	食物アレルギー 一学校生活管 理指導表を発 行された方	【実費】 別途届出が必要です	申請者口座	
P T A 会 費	全員	小学校 児童1名世帯 1,500円 児童複数世帯 1,800円 中学校 3,000円(1世帯あたり)	各学校口座	
生徒会費	中学生	600円(生徒1人あたり)	各学校口座	
相当分 クラブ活動費	中学生	2,800円(1世帯あたり)	各学校口座	
卒業アルバム代等	小学6年生 中学3年生	【実費】小学6年生 11,000円(上限額) 中学3年生 8,800円(上限額)	申請者口座	金額確定後

※支給時期は、期日までに申請された場合であり、期日後に申請された場合は、原則7月以降の支給となります。

また、振込先は申請書に記載のある口座へ振込みしますが、援助の種類によっては学校口座へ直接振込となります。

〔注意事項〕

- 1 令和7年度より、校外活動費についても各学校口座への直接振り込みとなります。
- 2 支給後、修学旅行費の確定により差額が生じた場合は、次回支給の援助費にて調整します。
- 3 中学校のPTA会費・クラブ活動費の計5,800円は、南幌中学校で「PTA会費等」の名目で徴収されています。
- 4 医療費は、町の「児童生徒等医療費助成事業」により全額助成されるため、就学援助の申請は必要ありません。
- 5 所得の確定後、認定とならなかった場合及び虚偽が判明した場合は、支給した援助費は全額返納となりますので
ご了承ください。

～特別支援教育就学奨励費について～

就学援助に該当しない場合で、特別支援学級に通学する児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、体育実技費、給食費などの就学に必要な費用の一部を、国と町で援助する制度があります(援助額は就学援助の概ね2分の1)。なお、該当者には別途通知いたします(6月頃)。